

会員各位

平成 27 年 7 月 28 日

公益社団法人日本航空機操縦士協会

会長 下枝 堯

「小型航空機の運航の安全確保について」

国土交通省航空局通達【国空航第 342 号・国空安第 502 号】

(平成 27 年 7 月 27 日付)

平成 27 年 7 月 26 日午前、調布飛行場を離陸した小型航空機が民家に墜落する事故が発生、住民に甚大な被害を及ぼすとともに、地域住民に多大な不安を与えました。
事故・火災等により犠牲になられた住民、搭乗者のご冥福を謹んでお祈り致します。

事故原因については運輸安全委員会の調査を得なければなりません。運航の最終責任者である会員の皆様におかれては、常に基本に忠実な運航に留意され、運航の安全確保に万全を期すようお願い致します。

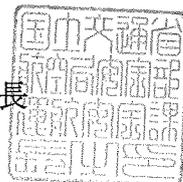
以上



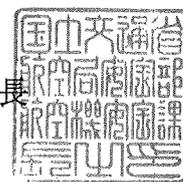
国空航第342号
国空機第502号
平成27年7月27日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



航空機安全課長



小型航空機の運航の安全確保について

平成27年7月26日、調布飛行場を離陸した小型航空機が墜落し、経路下の住宅を大破させ、住民を含む3名が死亡、5名が負傷するという事故が発生した。この事故は、住民に甚大な被害を及ぼすとともに、地域住民に多大な不安を与えるものである。

また、本年においては、本件事故のほか、ヘリコプターを含む小型航空機の事故等が目立って発生している状況にある。

これらの事故等の原因については、運輸安全委員会において調査中であるが、各運航者において、機体の点検・整備の確実な実施、運航に関わる法令・手順の遵守等を通じて、運航の安全確保について万全を期するよう、傘下会員に改めて注意喚起されたい。また、貴会及び傘下会員において講じられた具体的な措置等について8月10日までに報告願いたい。